



第27回木津川市都市計画審議会

第2次木津川市都市計画マスターplan(素案)について



令和2年11月20日

木津川市建設部都市計画課



目 次

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

I 計画の前提	P3~6
II 全体構想	P7~31
III 地域別構想	P32~60
IV 都市計画の推進方策	P61

2. 今後のスケジュールについて	P62
------------------	-----

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



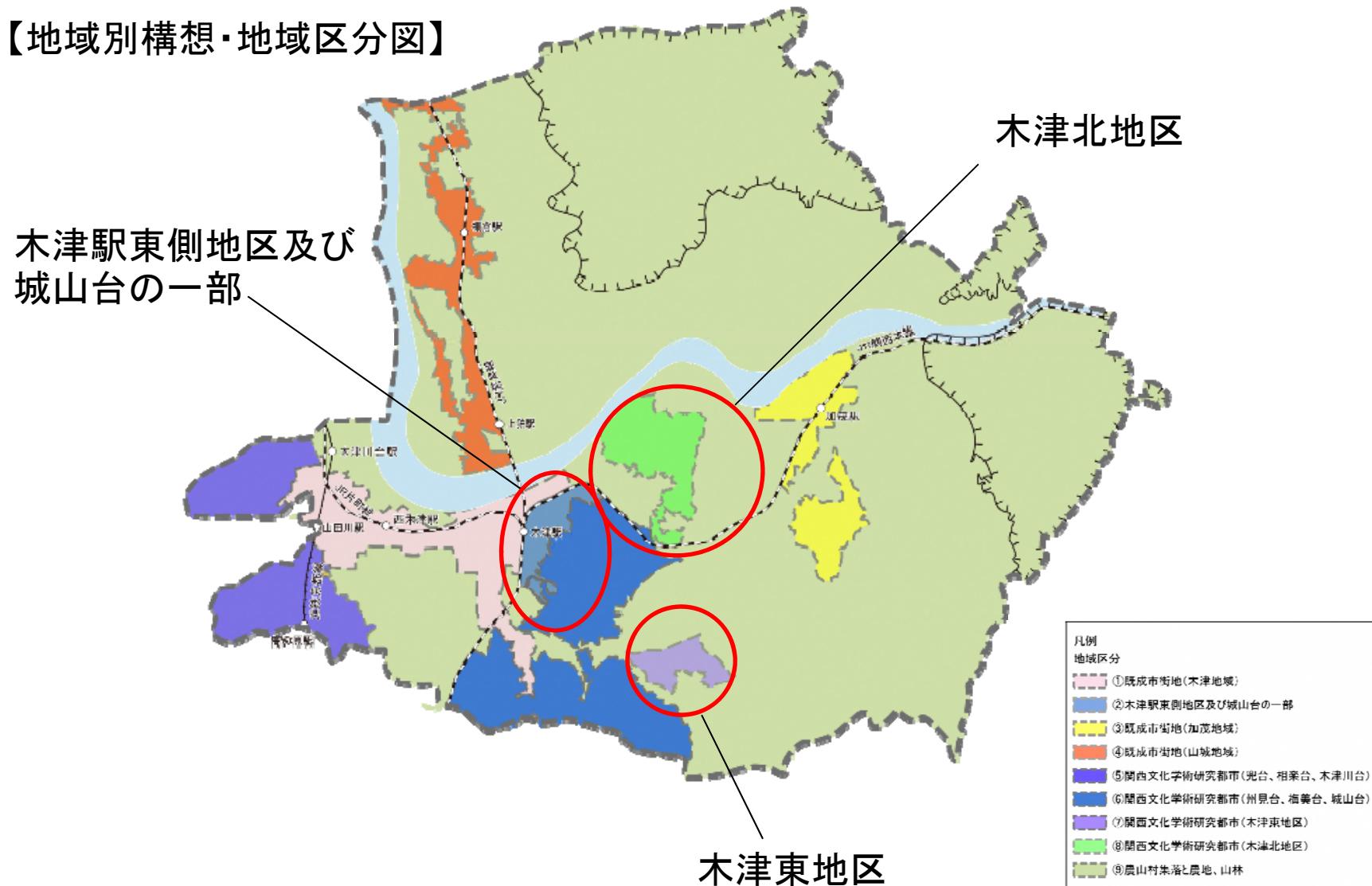
I 計画の前提

頁	見直し内容	理由
3	<p>第2次木津川市都市計画マスタープランの構成</p> <p>Ⅲ 地域別構想</p> <p>2. 地域別構想</p> <ul style="list-style-type: none">• (2)木津駅東側地区及び城山台の一部を新たに独立させた区分とする。• (7)関西文化学術研究都市(木津東地区)及び(8)関西文化学術研究都市(木津北地区)をそれぞれ独立させた区分とする。	<p>木津駅東側地区については地元の市街化を望む割合が増加していることから、城山台九丁目1番地の市有地を市街地形成時の活用を見込んでこれを加え、「(2)木津駅東側地区及び城山台の一部」として独立させた区分とする。</p> <p>木津東地区及び木津北地区については、UR都市機構による開発が中止となった地区として同一区分としていたが、木津東地区は事業用地を中心とした市街化、木津北地区は里山の保全と、土地利用の方向性が異なるため、それぞれ独立させた区分とする。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスターplan策定に係る見直し概要



【地域別構想・地域区分図】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
4	<ul style="list-style-type: none">目標年次を10年後の令和12年度(2030年度)とする。	計画期間を10年間とする。
5 ～ 6	<ul style="list-style-type: none">社会背景に係る記述を時点更新	人口減少社会への準備や防災に係る記述を中心に時点更新を行う。
12 ～ 19	<ul style="list-style-type: none">市内的人口・世帯数、産業のデータを時点更新	人口・世帯数、産業のデータを最新の国勢調査等のデータを用いて時点更新を行う。
20 ～ 26	<ul style="list-style-type: none">都市計画に係る項目を今回から追加	本市の用途地域を始めとする都市計画について記載することで後述の各種方針への理解を深めていただくため追加
27 ～ 36	<ul style="list-style-type: none">現行計画に掲載の市民アンケート調査と今回の市民アンケート調査の結果を比較掲載	市民の意向の変化を把握するため。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
37 ～ 40	• 上位・関連計画を時点更新	新たに策定された上位・関連計画について 時点更新を行う。
41 ～ 42	• 都市計画の現況と基本的 課題について時点更新	人口減少社会や今後10年の土地利用のあり 方等について時点更新して記載

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



II 全体構想

頁	見直し内容	理由
43	<ul style="list-style-type: none">まちの将来像に係る記述の抜粋を第1次木津川市総合計画後期基本計画から第2次木津川市総合計画に変更	抜粋する上位計画の時点更新を行う。
44	<ul style="list-style-type: none">都市計画の目標を「自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市 木津川」と定める。	現行計画の都市計画の目標は「人、自然、文化 調和と発展のまち・木津川市」であるが、第2次木津川市都市計画マスタープランにおいては、これを継承しつつ、第2次木津川市総合計画のまちの将来像のテーマである子どもの笑顔が未来に続く都市、という点と、学研都市の持続的発展を盛り込み、左記の目標を掲げる。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
48	<p>将来都市構造</p> <ul style="list-style-type: none">● 拠点を次のとおり整理• 中心都市拠点• 都市拠点• 地域拠点• 商業拠点• 観光拠点• レクリエーション拠点• にぎわい拠点	<p>立地適正化計画策定を見込んで、拠点の考え方を整理するとともに、新たに近鉄山田川駅周辺や、JR上狛駅周辺、梅美台の近隣商業地域を地域住民の日常生活に必要なサービスを提供する「地域拠点」として位置付ける。</p> <p>また、国道24号城陽井手木津川バイパス東側に位置する田護池周辺を「レクリエーション拠点」と位置付け、市民の憩いの場の整備を検討する。</p> <p>また、国道24号城陽井手木津川バイパスと国道163号との結節点において、市内外の人が利用できる多様な機能を有した、にぎわい施設の整備に向けた検討を行う「にぎわい拠点」を位置付ける。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
49	<p>将来都市構造</p> <ul style="list-style-type: none">● ゾーンを次のとおり整理• 市街地ゾーン• 学研市街地ゾーン• 学研市街地整備ゾーン• 学研里地里山共生ゾーン• 市街化検討ゾーン• 田園共生ゾーン• 森林共生ゾーン• 親水空間の創出	<p>現行計画では「学研市街地整備ゾーン」として木津東地区及び木津北地区を位置付けているが、先述のとおりそれぞれ土地利用の方向性が異なるため、今後開発予定である木津東地区については「学研市街地整備ゾーン」とし、里山の保全を図る地区である木津北地区については、「学研里地里山共生ゾーン」として新たに位置付けることで分別化を図る。</p> <p>また、現行計画で「木津駅東市街地整備ゾーン」として木津駅東側地区を位置付けていたが、ゾーン名称を「市街化検討ゾーン」に変更し、主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に係る当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺を加える。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

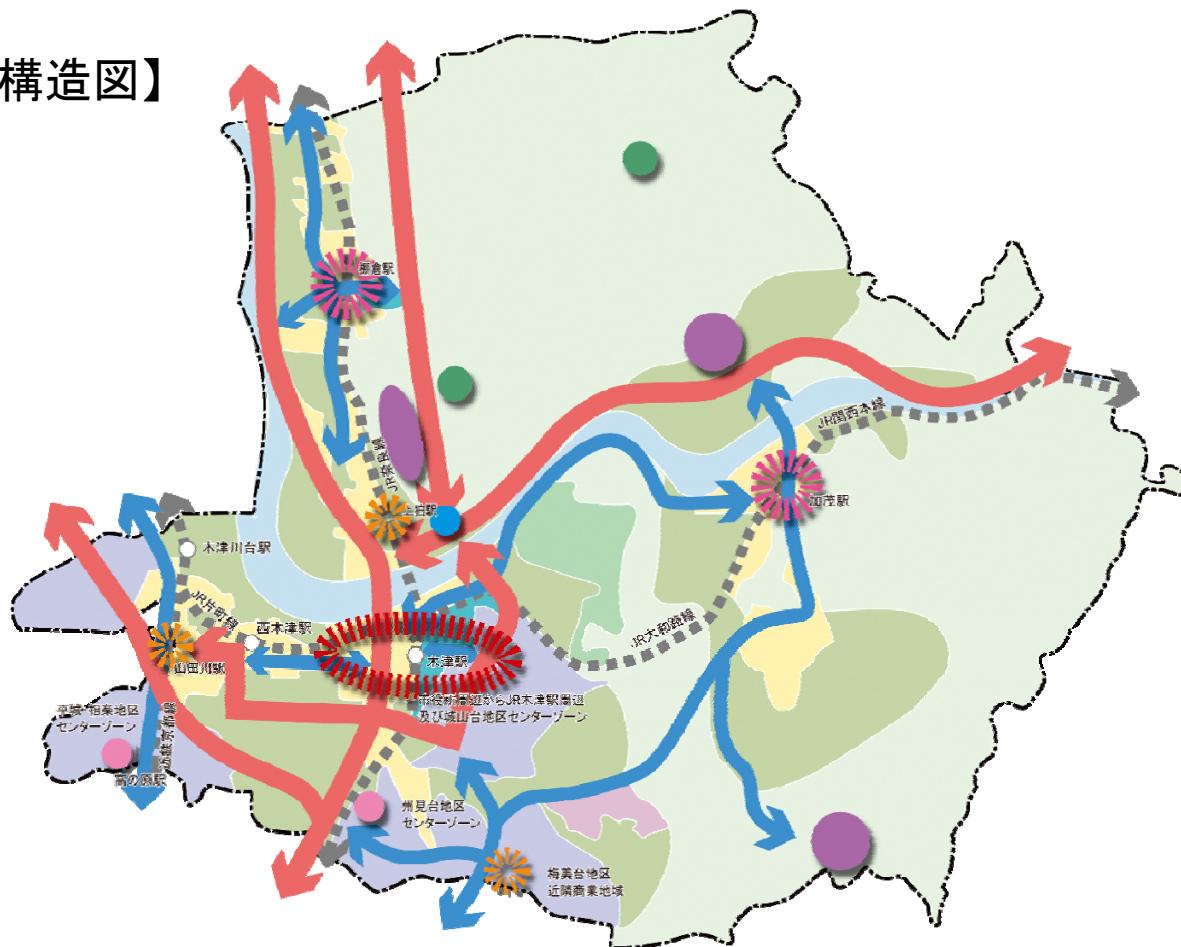


頁	見直し内容	理由
50	<p>将来都市構造</p> <ul style="list-style-type: none">● 軸を次のとおり整理• 広域交流軸• 拠点・市街地交流軸• 公共交通軸	<p>拠点・市街地交流軸に、主要地方道枚方山城線及びその国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想部分を加える。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【将来都市構造図】



凡例（将来都市構造）		
拠点	ゾーン	軸
中心都市拠点	市街地ゾーン	広域交流軸
都市拠点	学研市街地ゾーン	拠点・市街地交流軸
地域拠点	学研市街地整備ゾーン	----- 公共交通軸（鉄道）
商業拠点	学研里地里山共生ゾーン	
観光拠点	市街化検討ゾーン	
レクリエーション拠点	田園共生ゾーン	
にぎわい拠点	森林共生ゾーン	
	親水空間の創出	

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
51	<ul style="list-style-type: none">人口フレームについて、将来目標人口を80,000人（令和12（2030）年）と定める。	第2次木津川市総合計画の将来目標人口は、令和10（2028）年に80,000人を目指すこととしており、この算出方法を踏襲して令和12（2030）年の人口推計を算出したところ、左記のとおり定める。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
52 ～ 55	<p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none">● 土地利用の区分と地区● 自然系に学研里地里山共生地区(木津北地区)を追加 ● 土地利用方針● 自然系に学研里地里山共生地区(木津北地区)を追加● 市街化検討ゾーンに木津駅東側地区及び城山台の一部並びに主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に係る当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺を加える。	<p>木津北地区については里山保全を図る地区であることから、これを学研里地里山共生地区とし、自然系に追加する。</p> <p>先述のとおり。</p> <p>先述の市街化検討ゾーンの考え方のとおり。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

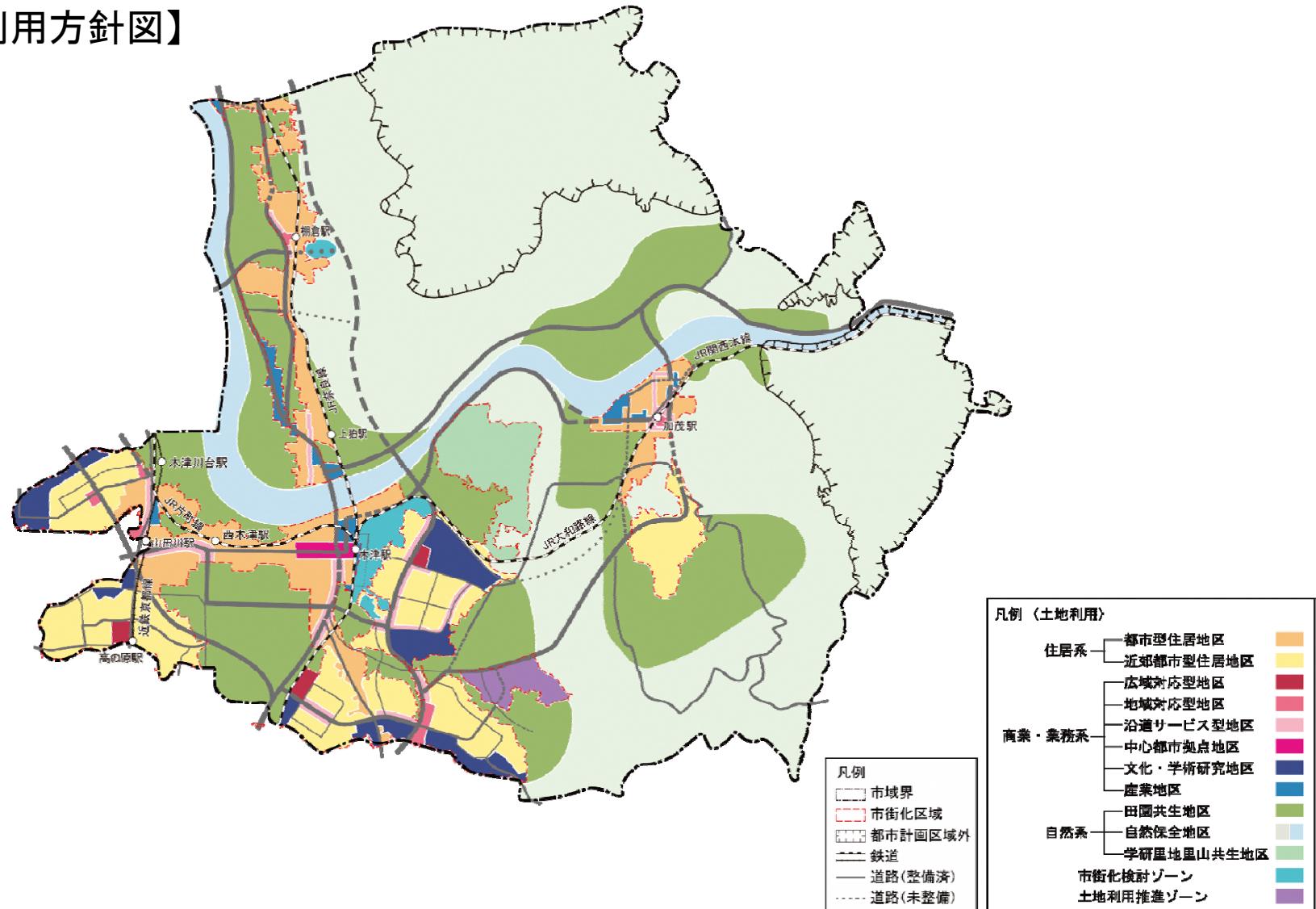


頁	見直し内容	理由
55	<ul style="list-style-type: none">● 土地利用方針● 土地利用推進ゾーンに木津東地区を引き続き位置付け	現行計画において当該項目には木津東地区及び木津北地区を位置付けていたが、木津北地区については里山保全を図る地区であることから、里地里山共生地区として自然系に独立して項目立てる。当該項目には木津東地区を改めて産業系の土地利用を中心に地権者の意向を踏まえた検討を図る地区として位置付ける。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【土地利用方針図】





頁	見直し内容	理由
58	<p>2) 交通施設整備の方針 ① 道路の方針 (ア) 主要幹線道路 <対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行計画に記載の「宇治木津線新設促進」を「国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進」に変更 • 現行計画に記載の「国道24号(国道24号交差点改良も含む)拡幅整備促進」を「国道24号歩道拡幅整備促進」に変更 • 「主要地方道枚方山城線の延伸促進」を追加 • 現行計画に記載の「都市計画道路東中央線(木津川架橋部分を含む)整備促進」及び「国道163号木津東バイパス(都市計画道路天神山線)整備促進」を削除 	<p>平成31年2月26日に都市計画道路城陽井手木津川線が都市計画決定され、その後事業化されたことから早期整備の促進に記載を変更するもの。</p> <p>交差点改良が令和2年度までに完了済みであることから、左記のとおり変更する。</p> <p>国道24号城陽井手木津川バイパスに接続する延伸構想道路の追加事業完了のため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
58 ～ 59	<p>(イ)幹線道路 <対象路線></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「一般府道木津横田線歩道整備促進」を削除・ 現行計画に記載の「市道22号下梅谷観音寺線整備事業の検討」を「都市計画道路下梅谷鹿背山線整備事業の検討」とする。・ 現行計画に記載の「主要地方道木津信楽線整備推進」を削除	<p>歩道整備完了のため。</p> <p>当該路線は後述との整合のため都市計画道路名での記載に統一する。</p> <p>整備完了のため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
59 ～ 60	<p>(ウ)補助幹線道路 <対象路線></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「都市計画道路下梅谷鹿背山線整備促進」を削除 <p>(エ)生活道路 <対象路線></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「市道2－1 5号道路改良整備推進」を削除・ 現行計画に記載の「JR木津駅東・西駅前広場アクセス道路整備推進」を削除 <p>【参考 都市計画決定道路一覧】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幹線街路に3・6・49城陽井手木津川線を追加	<p>幹線道路の対象路線として位置付けており、重複するため。</p> <p>整備完了のため。</p> <p>内垣外内田山線整備完了のため。</p> <p>平成31年2月26日に都市計画決定済みであるため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

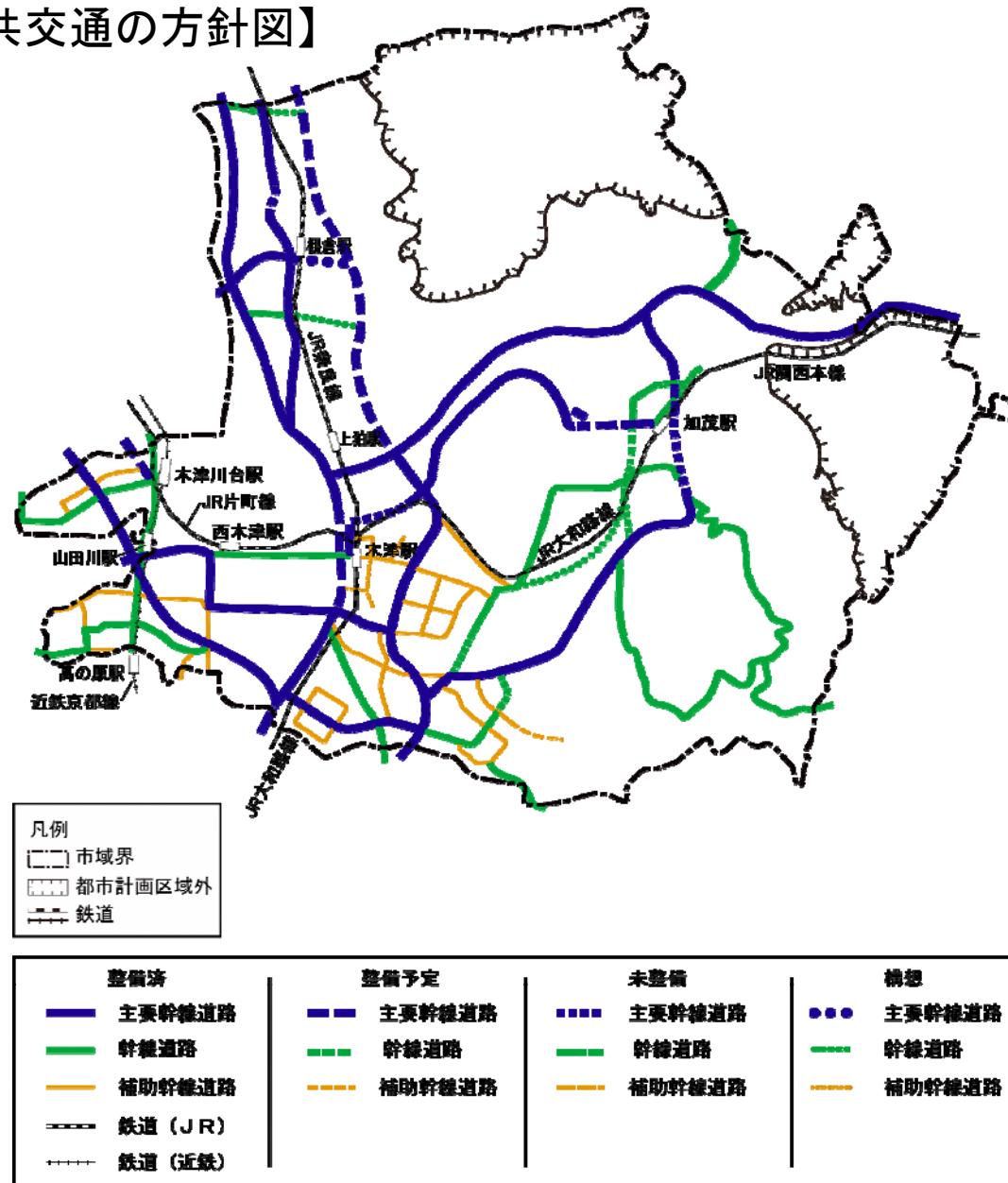


頁	見直し内容	理由
61	<p>②公共交通の方針 (ウ)バス <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「「第2次木津川市公共交通網形成計画」の施策の実行」を追加	同計画に基づき本市の公共交通に係る施策を実行していくため。

1. 第2次木津川市都市計画マスター プラン策定に係る見直し概要



【交通施設・公共交通の方針図】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
64	<p>2) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針 ①公園・緑地の方針 <主な取り組み><ul style="list-style-type: none">「不動川公園を広域的防災拠点として整備検討」を追加</p>	<p>国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に係り、当該道路の東側に位置している当該地をアクセスの向上を見越して広域的防災拠点としての整備を検討する。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
65 ～ 67	<p>②山林・里山等の自然環境及び農地の方針 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「ほ場整備事業の推進」を追加「農作物を活かした地域活性化方策の検討」を追加現行計画に記載の「農地の市民農園・体験農園としての活用」を「民設による市民農園の開設の支援」に変更 <p>④河川、ため池の方針 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「田護池周辺での憩いの場の整備検討」を追加	<p>農業の持続的な発展に資するため、ほ場整備事業を推進し、生産性を高め農業者の所得向上と、地産地消に努める。</p> <p>農作物を地域活性化の一助とする取り組みを検討する。</p> <p>市直営での市民農園開設は検討していないため、民設による市民農園の開設を支援する。</p> <p>国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に伴い、市民の憩いの場としての整備を検討する。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

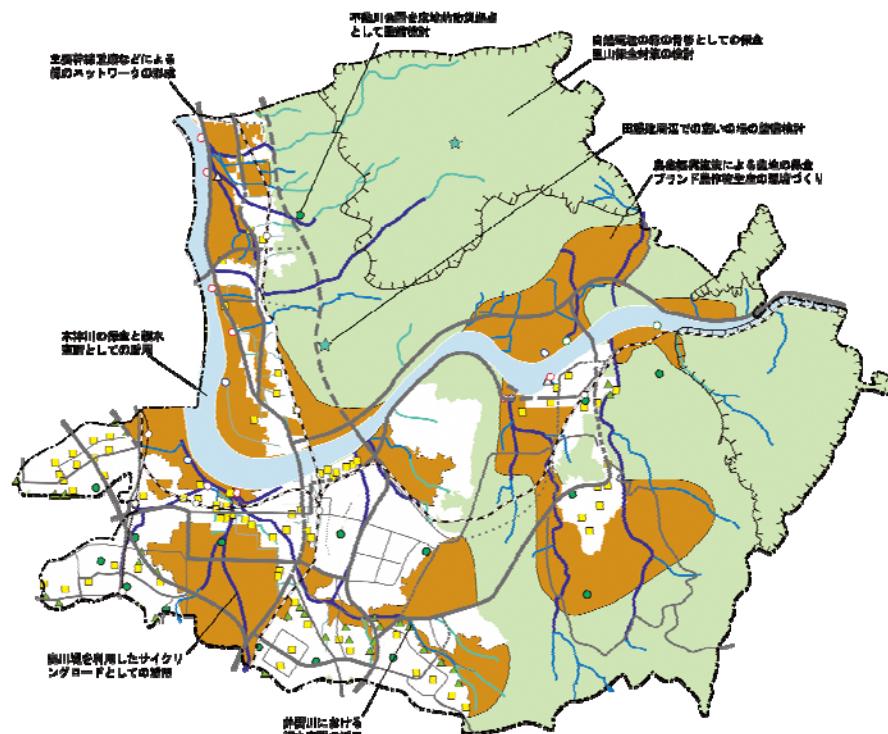


頁	見直し内容	理由
67 ～ 69	<p>⑤生活環境の方針 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「クリーンセンターの早期完成の推進」を削除・ 現行計画に記載の「木津川市汚水処理施設整備基本構想の策定と全市域における水洗化の推進」及び「木津川市汚水処理施設整備基本構想に基づく公共下水道事業計画の見直し」を「京都府水洗化総合計画」に基づく全市域における水洗化の推進」及び「京都府水洗化総合計画」に基づく公共下水道事業計画の見直し」に変更 <p>⑥歴史的・文化的遺産の方針 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 「史跡高麗寺跡の整備と活用」を追加	<p>完成のため。</p> <p>京都府水洗化総合計画により府内全域で整備を計画的、効率的に実施することとなっており、市独自で基本構想を策定しないため、記載を変更</p> <p>次期計画期間において、同史跡の整備と活用を行う。</p>

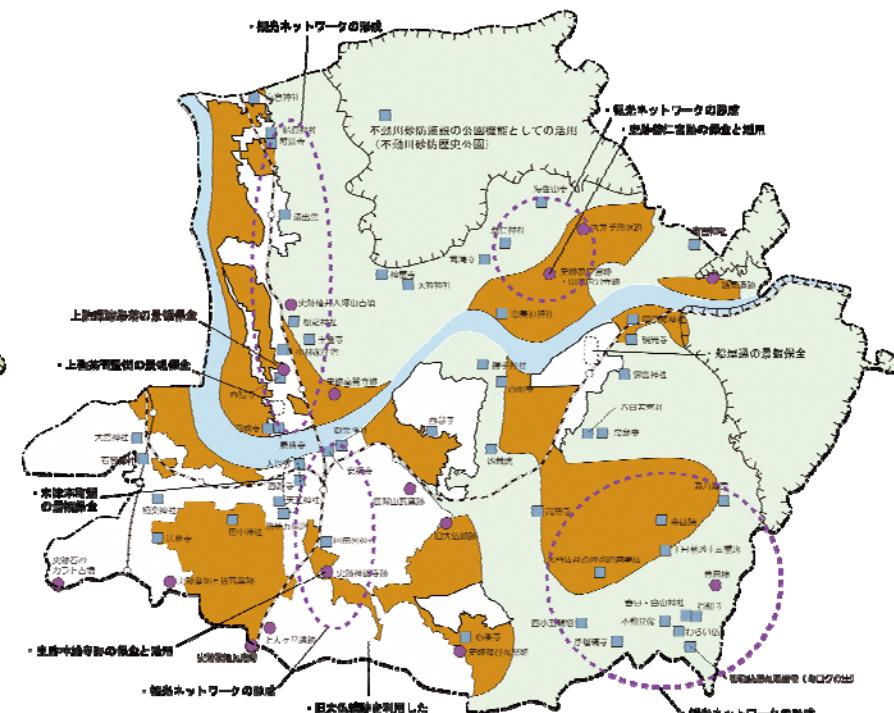
1. 第2次木津川市都市計画マスター プラン策定に係る見直し概要



【都市・自然環境及び歴史的資源の方針図 (公園及び河川)】



【都市・自然環境及び歴史的資源の方針図 (歴史的・文化的遺産)】



凡例

- 凡例
- 地区・近隣・広場公園
- 街区公園
- △ 錦道・都市緑地
- ★ レクリエーション施設
- ◆ にざわい拠点
- 一級河川
- 二級河川
- 主な普通河川
- 都市下水路等
- 国道門(直轄)
- 国道門(受託)
- 市街門
- 府県門
- △ ポンプ監査
- 農地(田園共生地区)
- 山林の森(自然保全地)

凡例

□ 歴史的・文化的遺産の
保全と周辺環境の整備
■ 文化財(寺社等)
● 遺跡等



頁	見直し内容	理由
72 ～ 73	<p>(4)市街地及び集落の方針</p> <p>1)基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> • 【地域拠点の整備】を追加 • 【都市基盤の整備に併せた地域活性化の推進】を追加 <p>2)市街地及び集落の方針</p> <p>②都市拠点の都市機能の充実 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> • 「JR棚倉駅東側の都市的土 地利用の検討」を追加 	<p>立地適正化計画策定を見込み、周辺住民 の日常生活サービス機能の維持・充実を図る 拠点として近鉄山田川駅周辺、JR上狛駅周 辺及び梅美台の近隣商業地域を地域拠点に 位置付ける。</p> <p>国道24号城陽井手木津川バイパスの整備 の機会を活用し、沿道地域の活性化を図る。</p> <p>主要地方道枚方山城線の国道24号城陽 井手木津川バイパスまでの延伸構想に伴い、 当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側 に位置する周辺において都市的土 地利用の 検討を行う。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
74	<p>⑤関西文化学術研究都市の整備 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「城山台地区における開発・整備の促進」を削除・ 現行計画に記載の「木津東地区における都市的土地区画整理事業の支援」を「木津東地区における組合施行による土地区画整理事業の支援」に変更・ 現行計画に記載の「兜台地区、相楽台地区、木津川台地区、州見台地区、梅美台地区における適切な維持管理の実施」を「兜台地区、相楽台地区、木津川台地区、州見台地区、梅美台地区及び城山台地区における適切な維持管理の実施」に変更	<p>整備完了のため。</p> <p>木津東地区の土地利用の検討の進捗のため。</p> <p>城山台地区の整備完了につき、この項目に当該地区を追加</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

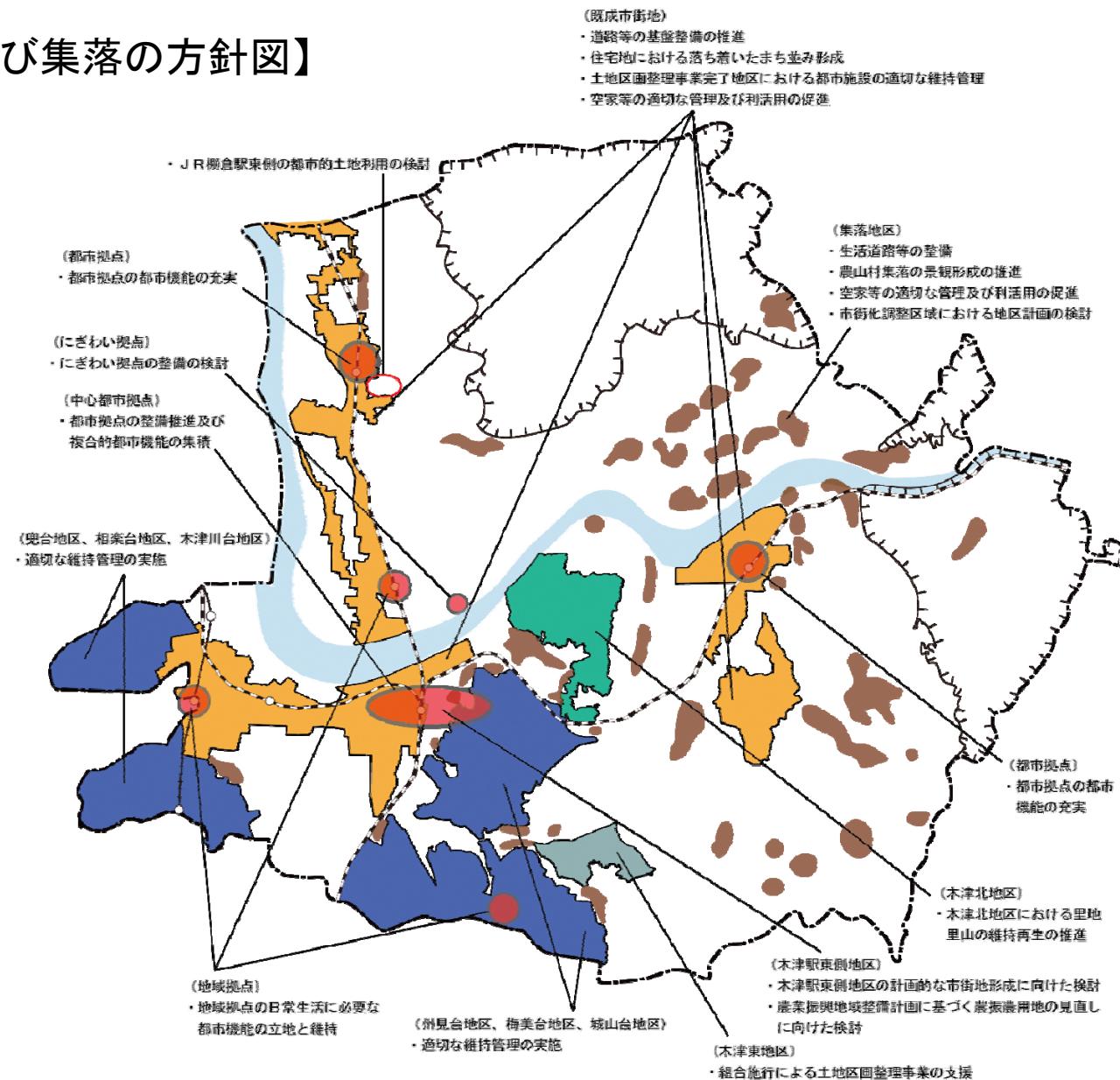


頁	見直し内容	理由
74 ～ 75	<p>⑥既成市街地の方針 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「空家等の適切な管理及び利活用の促進」を追加 <p>⑧国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に併せた地域活性化の推進を追加 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">JR棚倉駅東側の都市的 土地利用の検討国道163号との結節点で のにぎわい拠点の整備の 検討	<p>今後の人団減少において既成市街地に係る 空家等の増加が懸念されるため。</p> <p>主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に伴い、当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺において都市的 土地利用を検討する。</p> <p>また、国道24号城陽井手木津川バイパスと 国道163号との結節点において、市内外の人が 利用できる多様な機能を有した、にぎわい施設 の整備に向けた検討を行う「にぎわい拠点」 を位置付ける。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【市街地及び集落の方針図】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
81 ～ 82	<p>2)都市防災の方針</p> <p>①治水・治山対策の推進</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「住民の命を守る防災道路としての国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進」を追加現行計画に記載の「木津合同樋門、ニッ樋樋門の排水機場整備促進」を削除し、「木津合同樋門における内水排除対策の推進」を「小川、南後背川における内水排除対策の推進」とする。現行計画に記載の「赤田川樋門の改修促進」を削除	<p>災害時における国道24号の代替道路として位置付けているため。</p> <p>当該記述は、内水排除対策への取り組みとして記載したものであるため、同じく<主な取り組み>の「木津合同樋門における内水排除対策の推進」に取り込むことで削除し、「小川、南後背川における内水排除対策の推進」とする。</p> <p>改修完了のため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

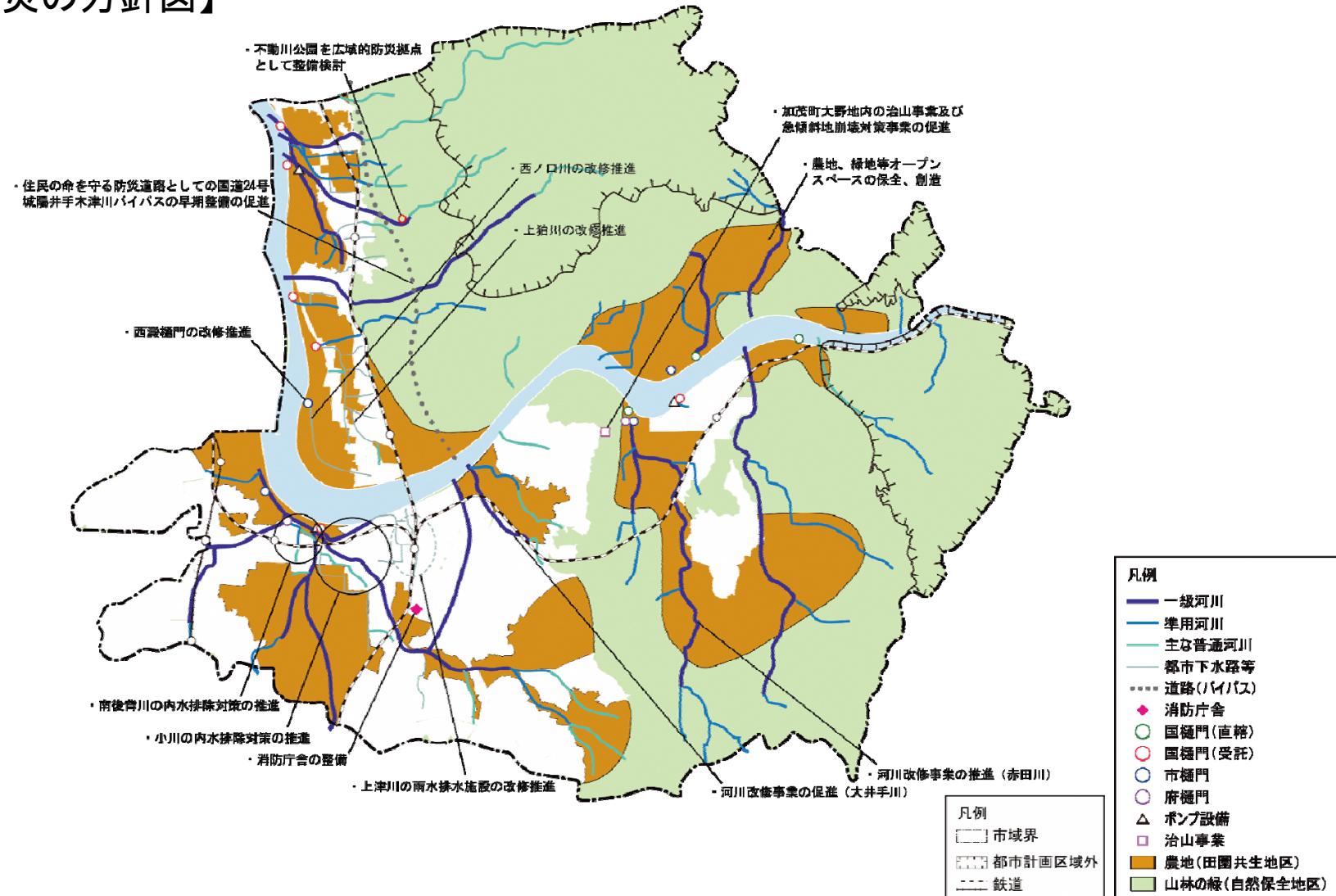


頁	見直し内容	理由
82 ～ 83	<p>②地震・火災対策の推進 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「住民の命を守る防災道路としての国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進」を追加「不動川公園を広域的防災拠点として整備検討」を追加現行計画に記載の「消防団詰所の整備」を「消防庁舎及び消防団詰所の整備」に変更	<p>災害時における国道24号の代替道路として位置付けているため。</p> <p>防災に係る取り組みであることから、当該項目にも記載する。</p> <p>城山台九丁目1番地において消防庁舎を整備予定であるため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【都市防災の方針図】





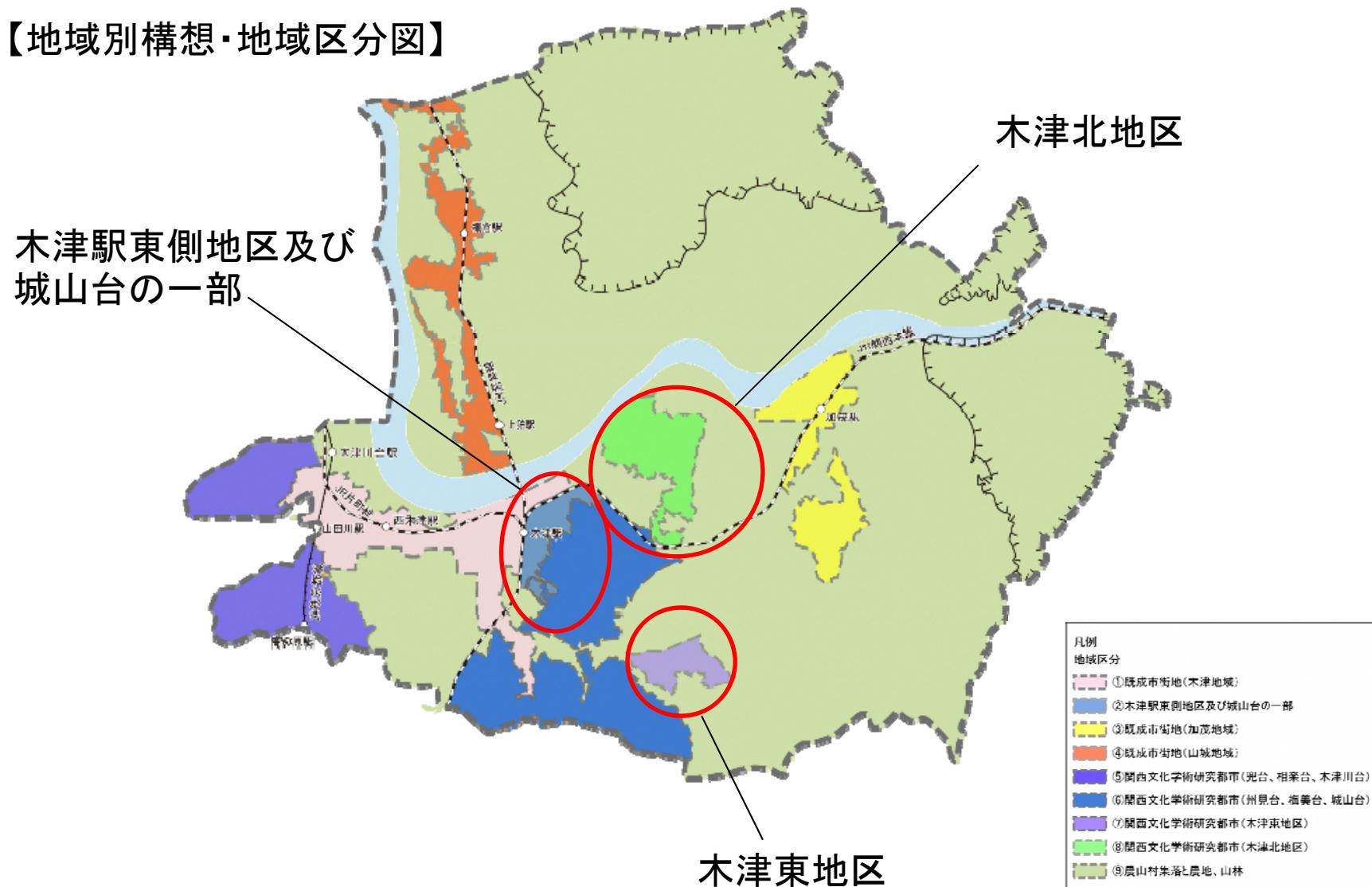
III 地域別構想

頁	見直し内容	理由
87 ～ 88	<p>1. 地域区分の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画に記載の「①既成市街地（木津地域）、木津駅東側地区」について、木津駅東側地区を独立の項目として②とし、これに城山台の一部を加える区分とする。 現行計画に記載の「⑥関西文化学術研究都市（木津東地区、木津北地区）」について、それぞれ独立の区分とする。 	<p>木津駅東側地区については地元の市街化を望む割合が増加していることから、城山台九丁目1番地の市有地を市街地形成時の活用を見込んでこれを加え、「(2)木津駅東側地区及び城山台の一部」として独立させた区分とする。</p> <p>木津東地区及び木津北地区については、UR都市機構による開発が中止となった地区として同一区分としていたが、木津東地区は事業用地を中心とした市街化、木津北地区は里山の保全と、土地利用の方向性が異なるため、それぞれ独立させた区分とする。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスターplan策定に係る見直し概要



【地域別構想・地域区分図】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
90 ～ 91	<p>(1)既成市街地(木津地域)</p> <p>3)都市計画の方針</p> <p>①土地利用及び市街地・集落形成の方針</p> <p>(ア)便利でにぎわいのある中心都市拠点の形成</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「商業核の形成」を削除 <p>(イ)良好な住宅地の形成</p> <p>(従来からの住宅地)</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・「空家等の適切な管理及び利活用の促進」を追加	<p>JR木津駅西側での商業施設の誘致完了のため。</p> <p>今後の人口減少において既成市街地に係る空家等の増加が懸念されるため。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
91	<p>②交通施設の方針 (ア)幹線道路等の整備と沿道利用 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「国道163号木津東バイパス(都市計画道路天神山線)整備促進」を削除・ 現行計画に記載の「国道24号(国道24号交差点改良も含む)拡幅整備促進」を「国道24号歩道拡幅整備促進」に変更	<p>整備完了のため。</p> <p>交差点改良が令和2年度までに完了済みであることから、左記のとおり変更する。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

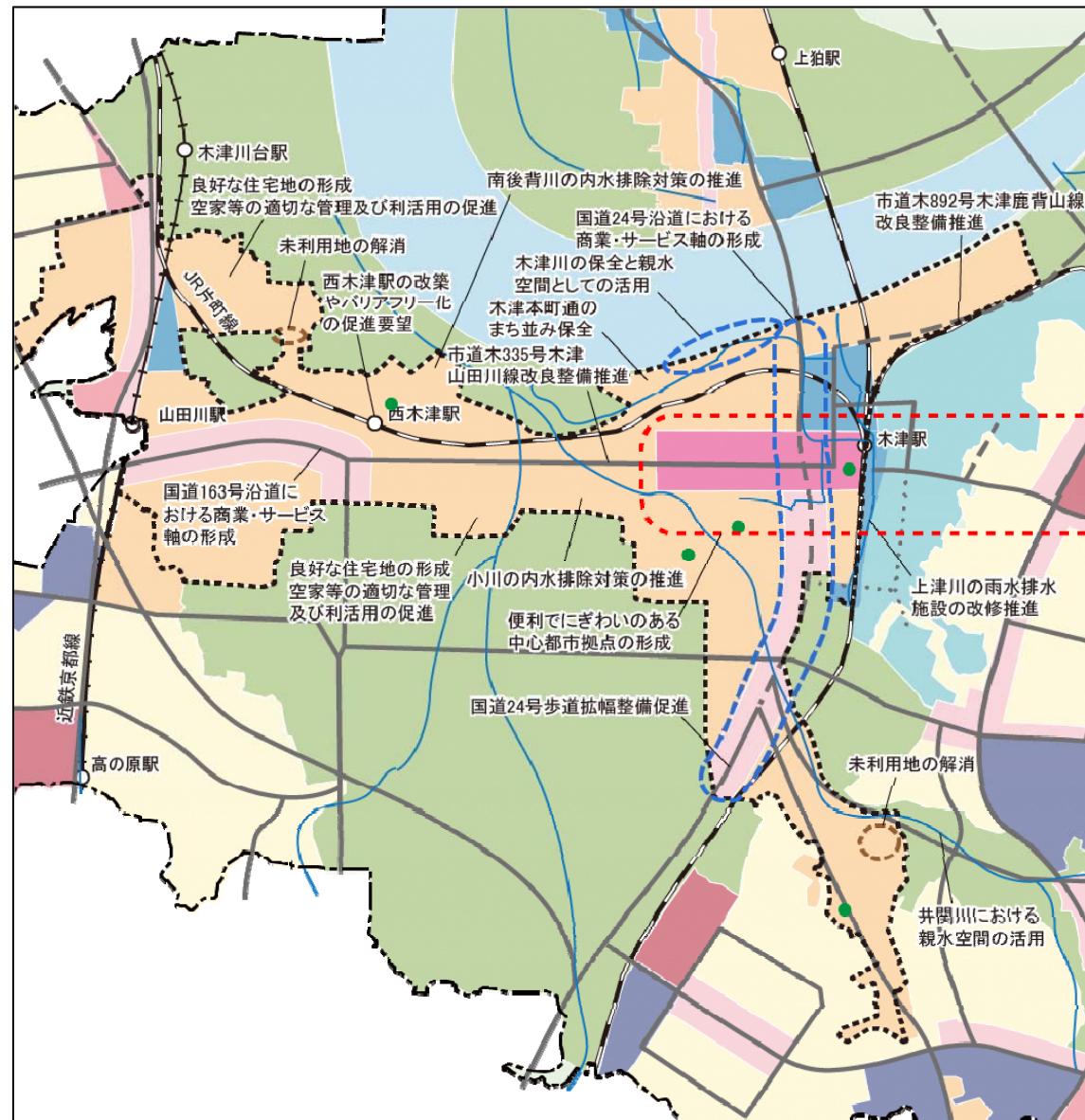


頁	見直し内容	理由
92 ～ 93	<p>③都市・自然環境及び歴史的資源の方針 (工)河川・治水対策 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">現行計画に記載の「木津合同樋門の排水機場整備促進」及び「二ツ樋樋門の排水機場整備促進」を削除し、「木津合同樋門における内水排除対策の推進」を「小川、南後背川における内水排除対策の推進」とする。	当該記述は内水排除対策への取り組みとして記載したものであるため、同じく<主な取り組み>の「木津合同樋門における内水排除対策の推進」に取り込むことで削除し、「小川、南後背川における内水排除対策の推進」とする。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【既成市街地(木津地域)】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

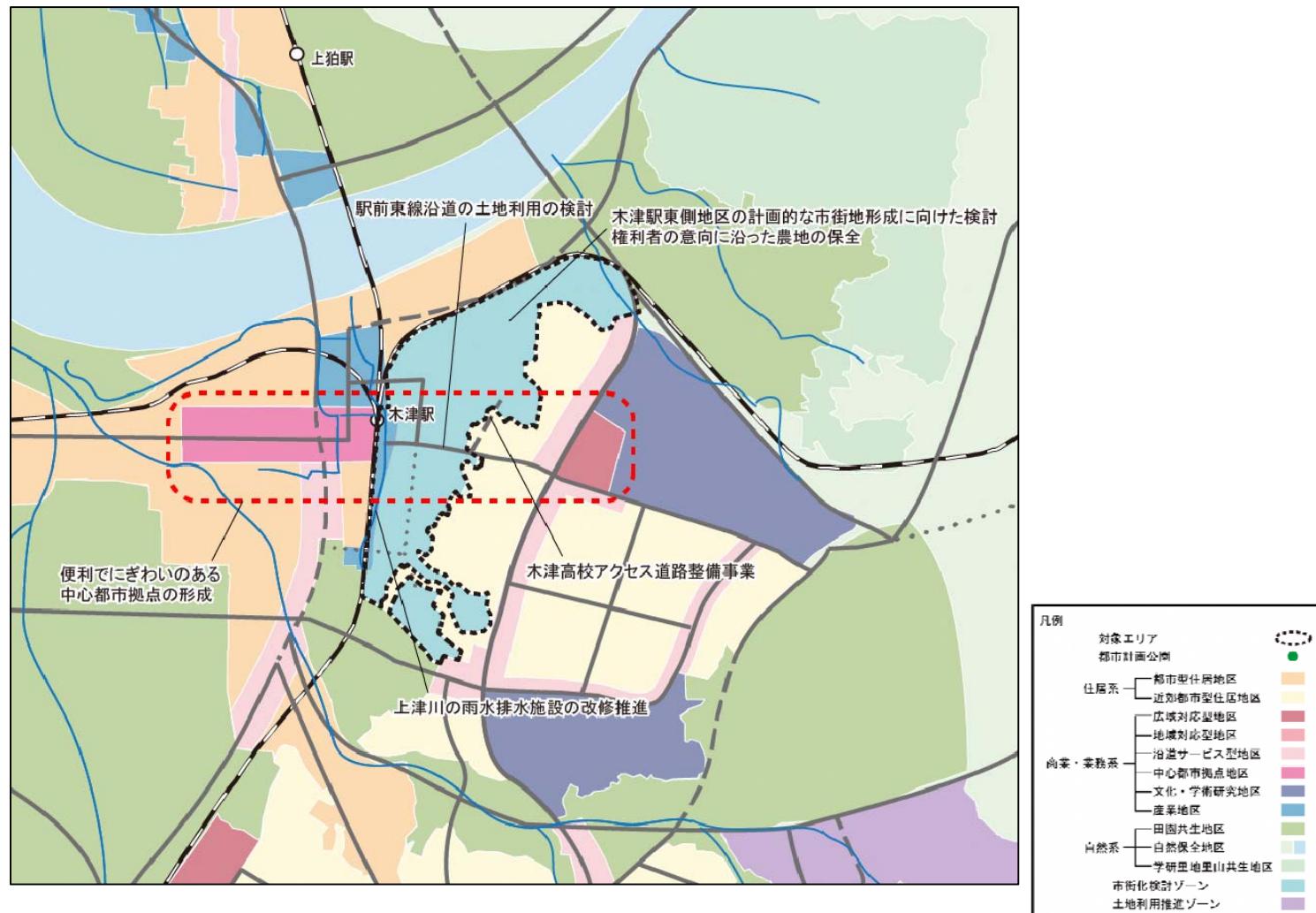


頁	見直し内容	理由
95 ～ 97	<p>(2)木津駅東側地区及び城山台の一部</p> <ul style="list-style-type: none">新たに項目立て	<p>木津駅東側地区については地元の市街化を望む割合が増加していることから、城山台九丁目1番地の市有地を市街地形成時の活用を見込んでこれを加え、「(2)木津駅東側地区及び城山台の一部」として独立させた区分とする。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【木津駅東側地区及び城山台の一部】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

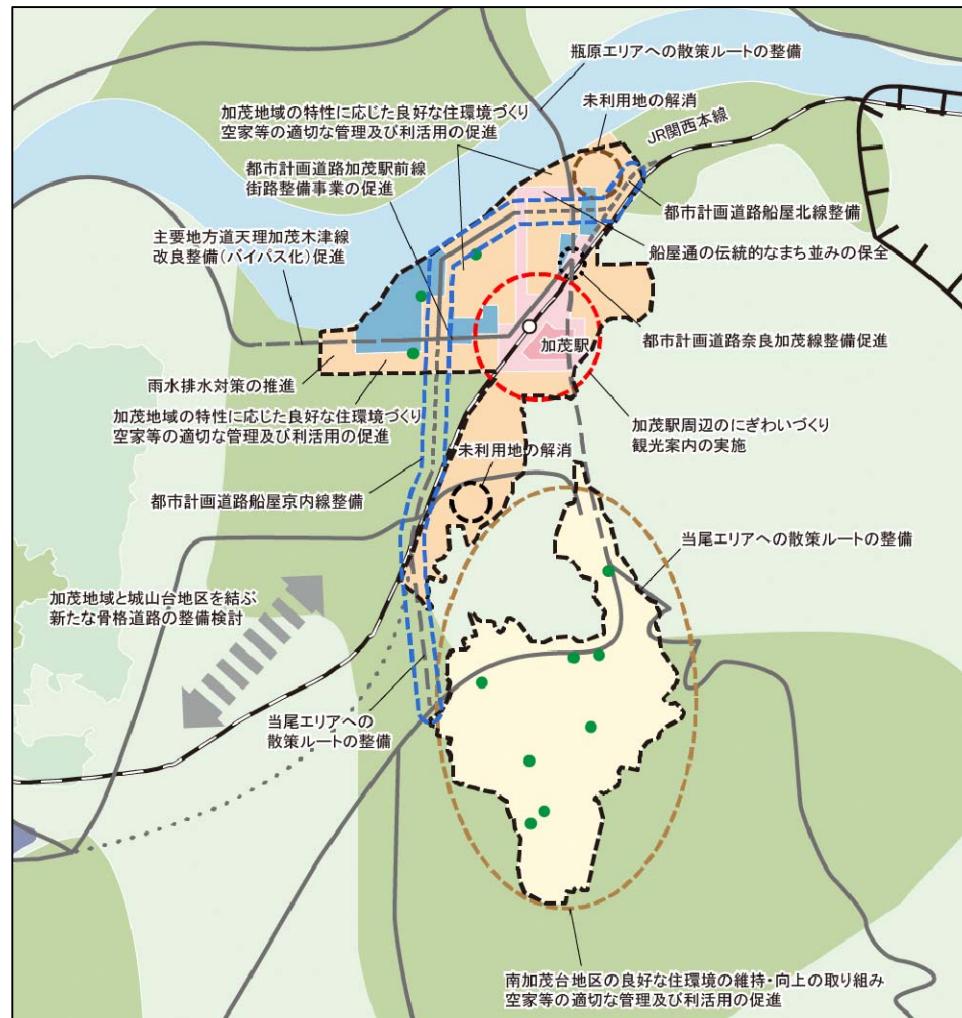


頁	見直し内容	理由
99 ～ 100	<p>(3)既成市街地(加茂地域) ③都市計画の方針 ①土地利用及び市街地・集落形成の方針 (イ)加茂地域の特性に応じた良好な住環境の維持 <主な取り組み><ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「赤田川樋門整備など水害対策の促進」を削除・ 「空家等の適切な管理及び利活用の促進」を追加<p>③都市・自然環境及び歴史的資源の方針 (ア)自然環境、歴史的・文化的遺産の保全活用 <主な取り組み><ul style="list-style-type: none">・ 「JR加茂駅周辺での観光案内の実施」を追加</p></p>	<p>整備完了のため。</p> <p>今後の人団減少において既成市街地に係る空家等の増加が懸念されるため。</p> <p>観光協会やガイド団体との協働により、加茂駅を始点として本市周遊に繋げる観光案内を行う。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【既成市街地(加茂地域)】



凡例	
対象エリア	都市計画公園
住居系	都市型住居地区
	近郊都市型住居地区
	広域利便型地区
	地域利便型地区
	沿道サービス型地区
商業・業務系	中心都市拠点地区
	文化・学術研究地区
	産業地区
自然系	田園共生地区
	自然保全地区
	学研田地山共生地区
	市街化検討ゾーン
	土地利用推進ゾーン

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
103	<p>(4)既成市街地(山城地域) 2)地域の目指すべき方向性</p> <ul style="list-style-type: none">「○防災機能の充実」を追加現行計画の「○産業地区の形成」を「○立地特性を活かした産業地区の形成と都市的土地区画整理事業の推進」に変更し、当該項目内において新たにJR棚倉駅東側の都市的土地区画整理事業について記載	<p>天井川を形成する河川が多く、河川氾濫などの災害への備えとして、防災上重要な役割を果たす防災道路や防災拠点の整備を推進する。</p> <p>主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に伴い、当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺において都市的土地区画整理事業の検討を行う。</p>



頁	見直し内容	理由
104	<p>3)都市計画の方針 ①土地利用及び市街地・集落形成の方針 (ア)JR棚倉駅周辺における都市拠点の形成 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> • 「JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討」を追加 <p>• 「駅周辺の狭隘道路の解消」を追加</p> <p>(イ)JR上狛駅周辺における地域拠点の形成の項目を追加 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> • 「JR上狛駅周辺における住宅、商業機能の配置」 	<p>主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に伴い、当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺において都市的土地利用の検討を行う。</p> <p>幅員の確保による道路交通機能の向上を図るため。</p> <p>立地適正化計画策定を見込んで、地域住民の日常生活に必要な商業機能、居住機能等の維持・充実などによる都市的土地利用の推進を図る地域拠点として位置付ける。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
105	<p>(才)国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に併せた地域活性化の推進の項目を追加 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「JR棚倉駅東側の都市的土地区画整理事業の検討」「国道163号との結節点でのにぎわい拠点の整備の検討」	<p>主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想に伴い、当該延伸道路部の沿道及びJR棚倉駅東側に位置する周辺において都市的土地区画整理事業の検討を行う。</p> <p>国道24号城陽井手木津川バイパスと国道163号との結節点において、市内外の人が利用できる多様な機能を有した、にぎわい拠点の整備に向けた検討を行う。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
105	<p>②交通施設の方針 (ア)幹線道路等の整備 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画の国道24号に係る記述を削除・ 現行計画に記載の「宇治木津線新設促進」を「国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進」に変更・ 「主要地方道枚方山城線の延伸促進」を追加	<p>令和2年度で山城地域は事業終了のため。 平成31年2月26日に都市計画道路城陽井手木津川線が都市計画決定され、その後事業化されたことから早期整備の促進に記載を変更するもの。</p> <p>当該地域における取り組みにつき当該項目にも追加</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

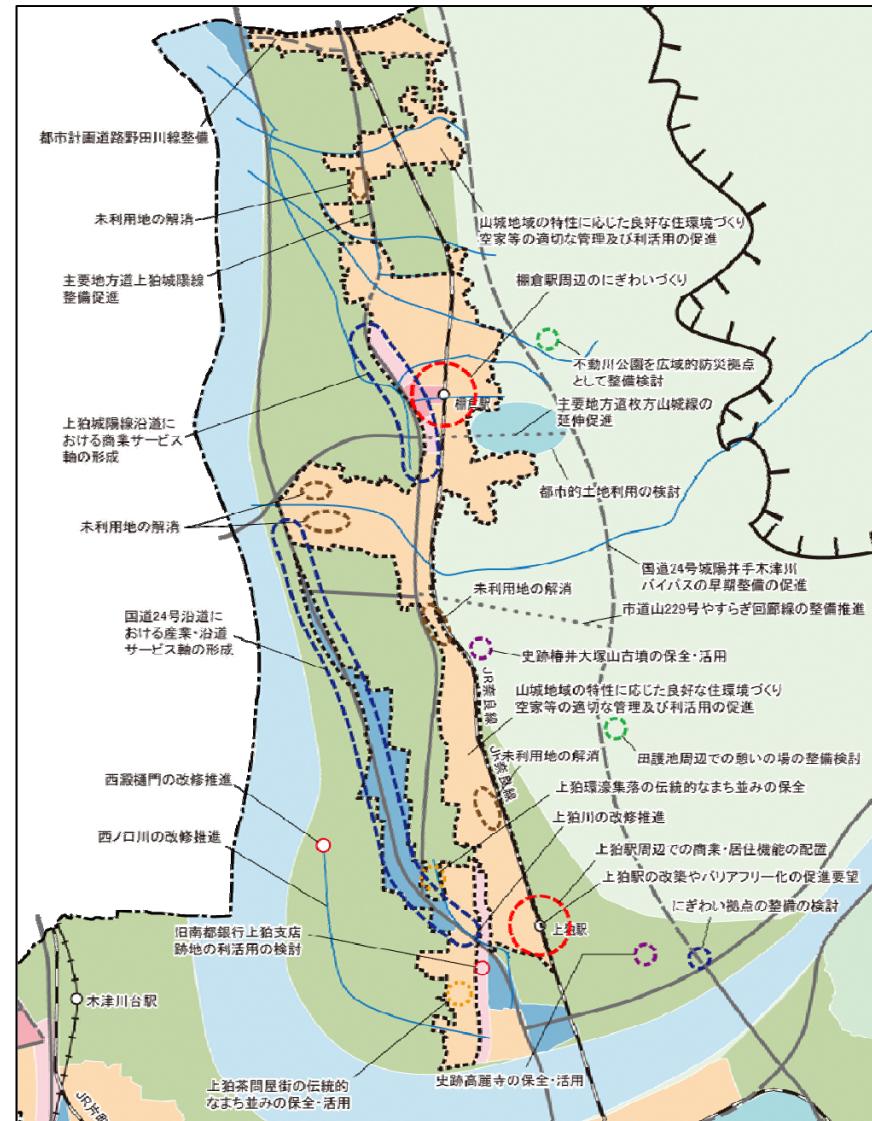


頁	見直し内容	理由
106 ～ 107	<p>③都市・自然環境及び歴史的資源の方針</p> <p>(ア)歴史的・文化的遺産等の保全・活用</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「旧南都銀行上狛支店跡地の利活用の検討」を追加 <p>(ウ)公園・緑地の整備・維持管理</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「田護池周辺での憩いの場の整備検討」を追加	<p>上狛茶問屋街の玄関口として南都銀行、木津川市商工会と利活用を検討する。</p> <p>国道24号城陽井手木津川バイパス東側に位置する田護池周辺を「レクリエーション拠点」と位置付け、市民の憩いの場の整備を検討する。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスター プラン策定に係る見直し概要



【既成市街地(山城地域)】



凡例

```

graph TD
    RA[住宅系] --> URA[都市型住居地区]
    RA --> SURA[近郊都市型住居地区]
    RA --> RRA[広域対応型地区]
    RA --> DSA[地域対応型地区]
    RA --> ASA[沿道サ・ビス型地区]
    RA --> CCA[中心都市拠点地区]
    RA --> CARA[文化・学術研究地区]
    RA --> SA[産業地区]
    NA[自然系] --> CARA
    NA --> NCA[自然保全地区]
    NA --> MRCA[学研里地里山共生地区]
    BU[商業・業務系] --> CCA
    BU --> CARA
    BU --> SA
    BU --> NCA
    BU --> MRCA
    
```

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
109 ～ 110	<p>(5)関西文化学術研究都市(兜台、相楽台、木津川台)</p> <p>3)都市計画の方針</p> <p>①土地利用と市街地・集落形成の方針</p> <p>(ア)文化学術研究施設の機能を活かす地区の形成</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「スマートけいはんなプロジェクトの実施」を追加「木津学校給食センター跡地の有効利用の検討」を追加 <p>(イ)近鉄山田川駅周辺での地域拠点の形成の項目を追加</p>	<p>ラストマイルモビリティ等の運行、MaaSによるシームレス化を行う。</p> <p>旧木津学校給食センターの積極的な跡地利用を検討し、有効利用を図る。</p> <p>立地適正化計画策定を見込んで、地域住民の日常生活に必要な商業機能、居住機能の維持・充実などによる都市的土地利用の推進を図る地域拠点として位置付ける。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

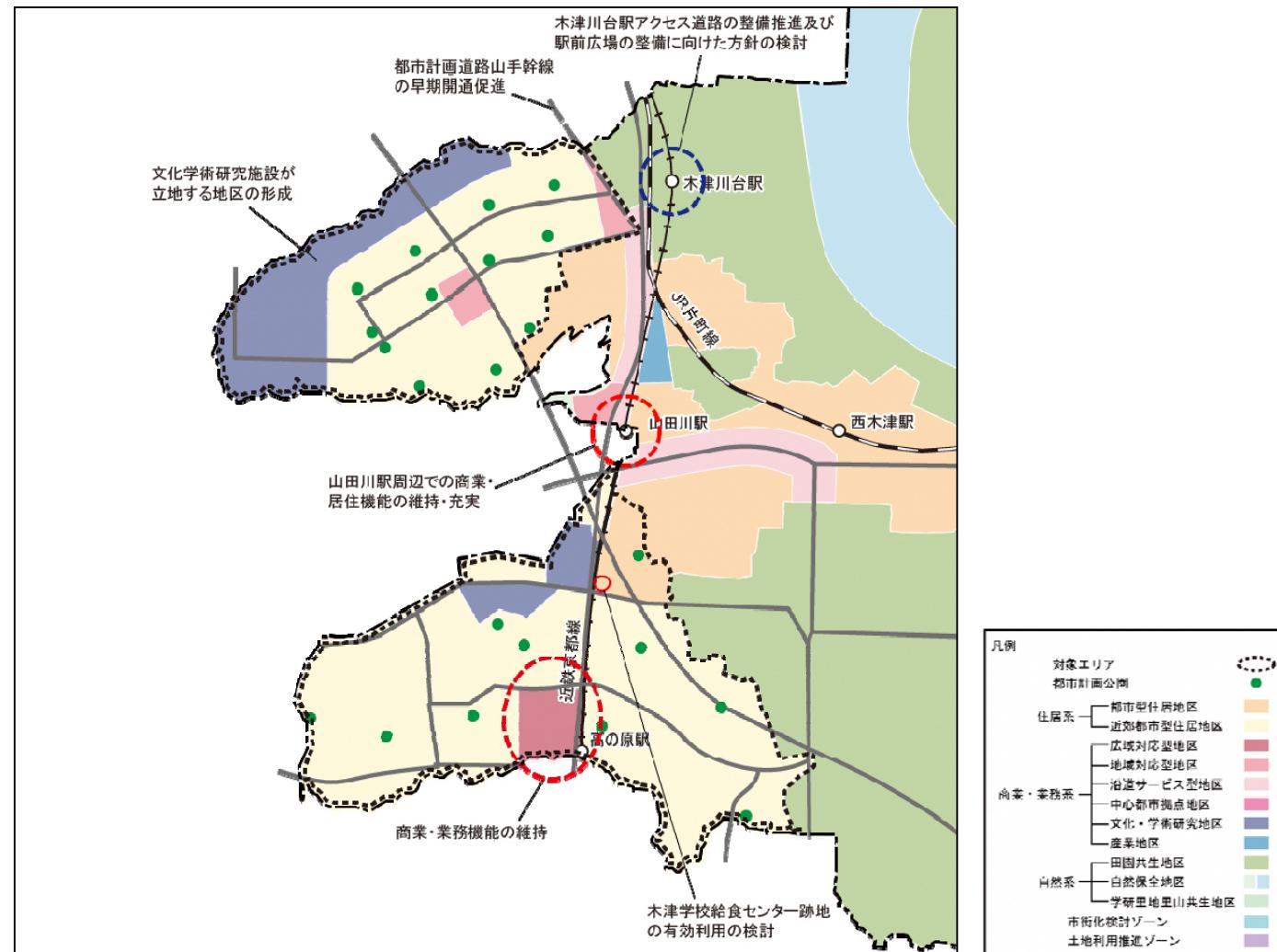


頁	見直し内容	理由
110 ～ 111	<p>②交通施設の方針 (ア)バス交通等の利便性向上 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">「都市計画道路山手幹線の早期開通促進」を追加「スマートけいはんなプロジェクトの実施」を追加	当該地域における取り組みにつき 当該項目にも追加 ラストマイルモビリティ等の運行、 MaaSによるシームレス化を行う。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【関西文化学術研究都市(兜台、相楽台、木津川台)】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
113 ～ 114	<p>(6)関西文化学術研究都市(州見台、梅美台、城山台)</p> <p>3)都市計画の方針</p> <p>①土地利用と市街地・集落形成の方針</p> <p>(イ)文化学術研究施設の立地促進</p> <p><主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">現行計画に記載の「文化学術研究施設の立地促進」を「文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の立地促進」に変更 <p>(ウ)梅美台の近隣商業地域における地域拠点の形成の項目を追加</p>	<p>学研地区の文化学術研究ゾーンにおける昨今の立地施設の状況を鑑み、研究開発型産業施設等の立地促進を追加</p> <p>立地適正化計画策定を見込んで、地域住民の日常生活に必要なサービスを提供する商業機能の配置などによる都市的土地利用の推進を図る地域拠点として位置付ける。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



頁	見直し内容	理由
114	<p>(工)商業拠点等における商業機能等の形成 ＜主な取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「城山台のセンターゾーンの中心都市拠点としての位置付け」を削除	商業施設の誘致完了のため。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

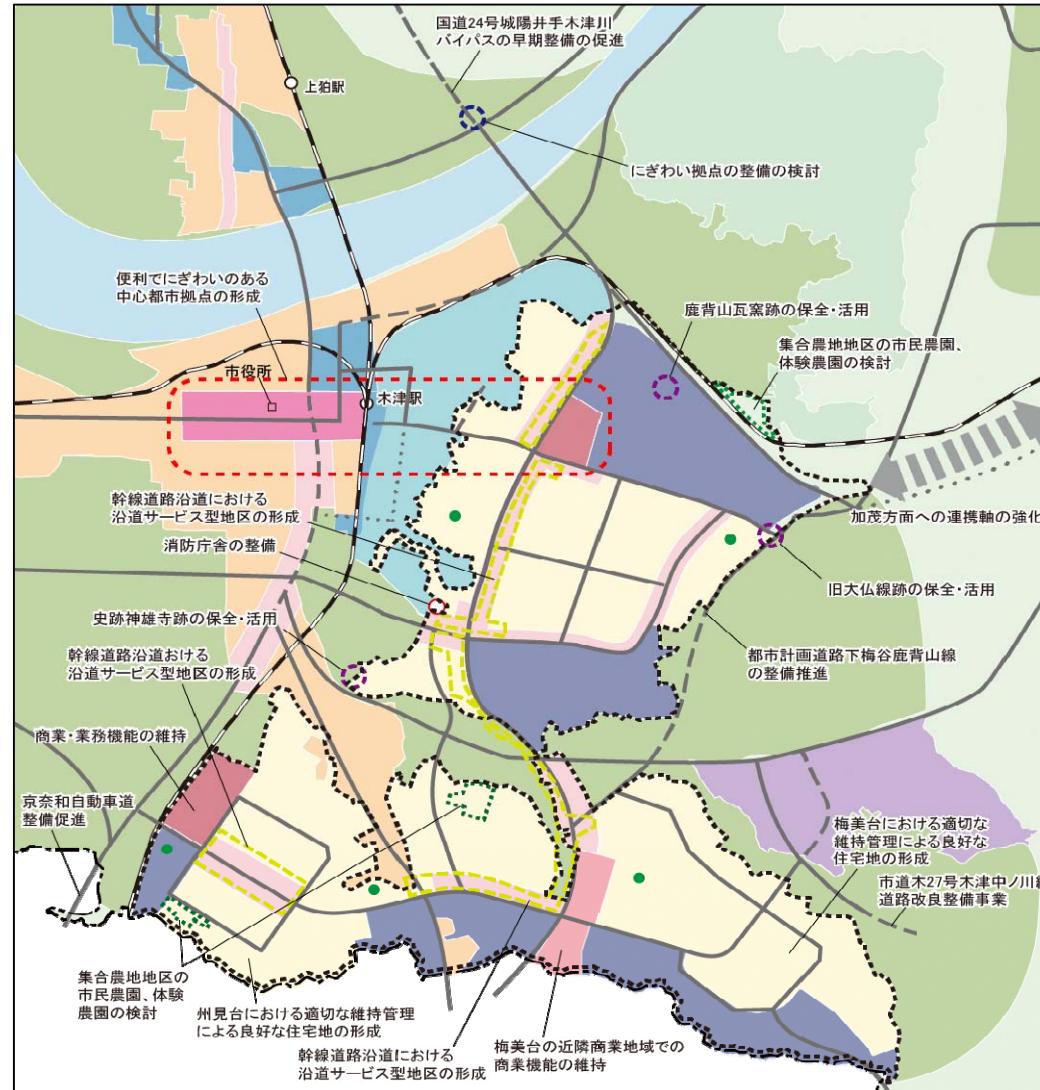


頁	見直し内容	理由
115 ～ 116	<p>②交通施設の方針 (ア)幹線道路等の整備 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「都市計画道路東中央線(木津川架橋を含む)、国道163号木津東バイパス(都市計画道路天神山線)の整備促進」を削除・ 現行計画に記載の「宇治木津線新設促進」を「国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進」に変更	<p>整備完了のため。</p> <p>平成31年2月26日に都市計画道路城陽井手木津川線が都市計画決定され、その後事業化されたことから早期整備の促進に記載を変更するもの。</p>
	<p>③都市・自然環境及び歴史的資源の方針 公園・緑地の維持管理 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行計画に記載の「緑地の整備(城山台)」を削除	整備完了のため。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【関西文化学術研究都市(州見台、梅美台、城山台)】



凡例	
対象エリア	都市計画公園
住居系	都市型住居地区
	近郊都市型住居地区
	広域対応型地区
	地域対応型地区
	沿道サービス型地区
商業・業務系	中心都市拠点地区
	文化・学術研究地区
	産業地区
自然系	田園共生地区
	自然保全地区
	学研田地山共生地区
	市街化検討ゾーン
	土地利用推進ゾーン

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

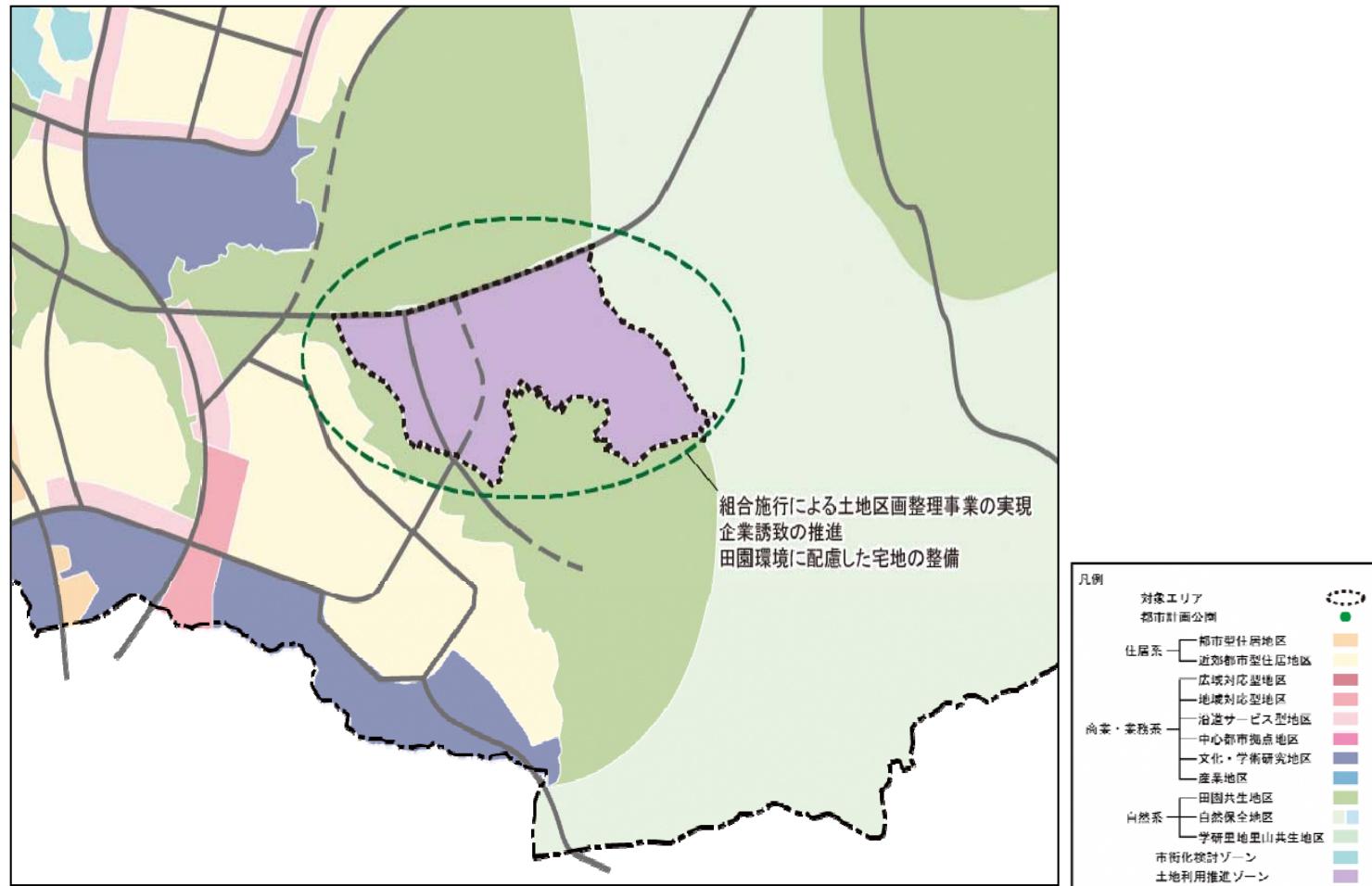


頁	見直し内容	理由
118 ～ 120	(7)関西文化学術研究都市(木津東地区) • 新たに項目立て	組合施行による土地区画整理事業の実現に向け、今後10年間で大きく進捗が見込まれるため。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【関西文化学術研究都市(木津東地区)】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

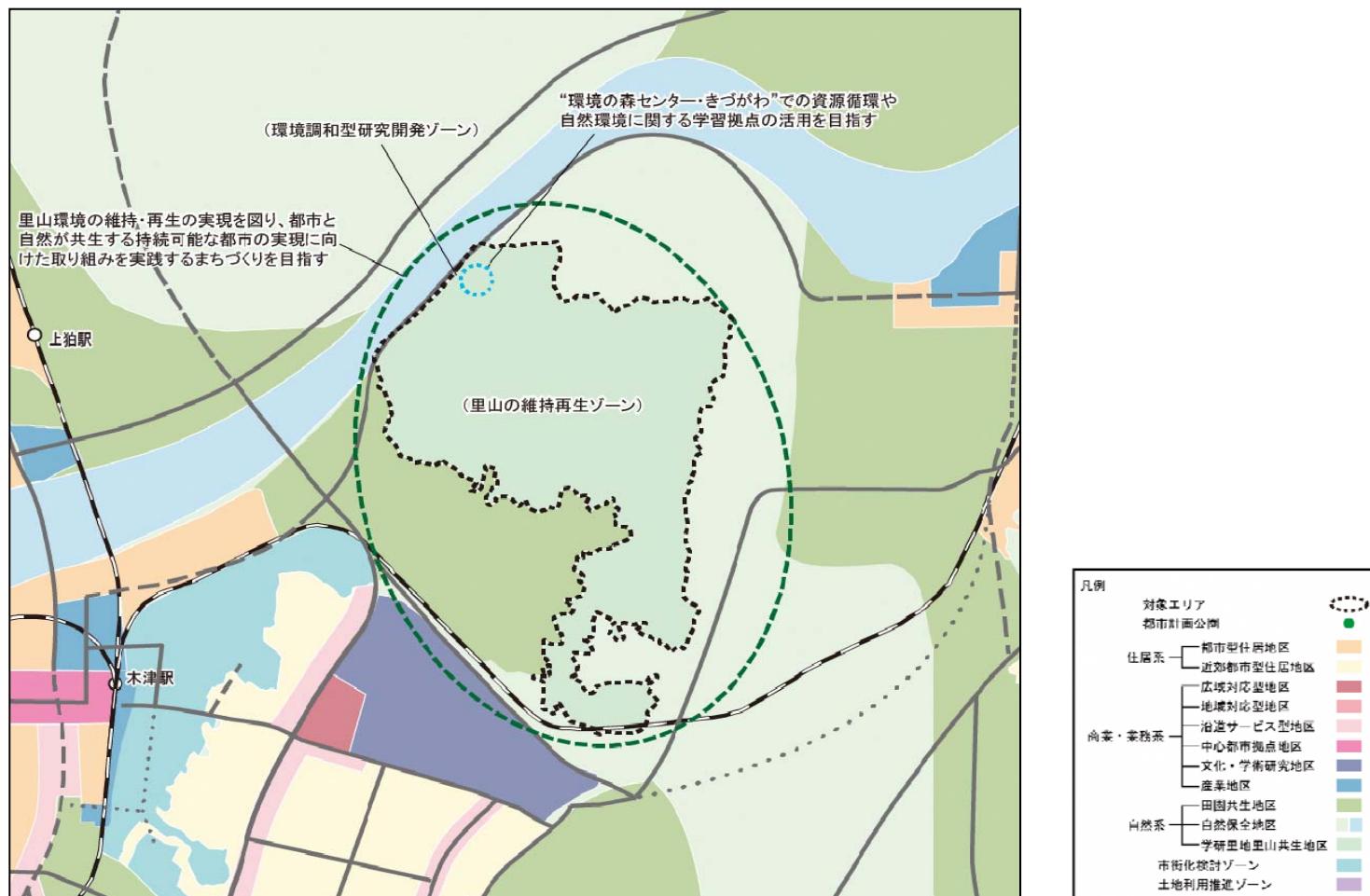


頁	見直し内容	理由
121 ～ 123	(8)関西文化学術研究都市(木津北地区) • 新たに項目立て	里山保全を図る地区として位置付けており、他の地区と異なる性質を有する地区であるため。

1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



【関西文化学術研究都市(木津北地区)】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要

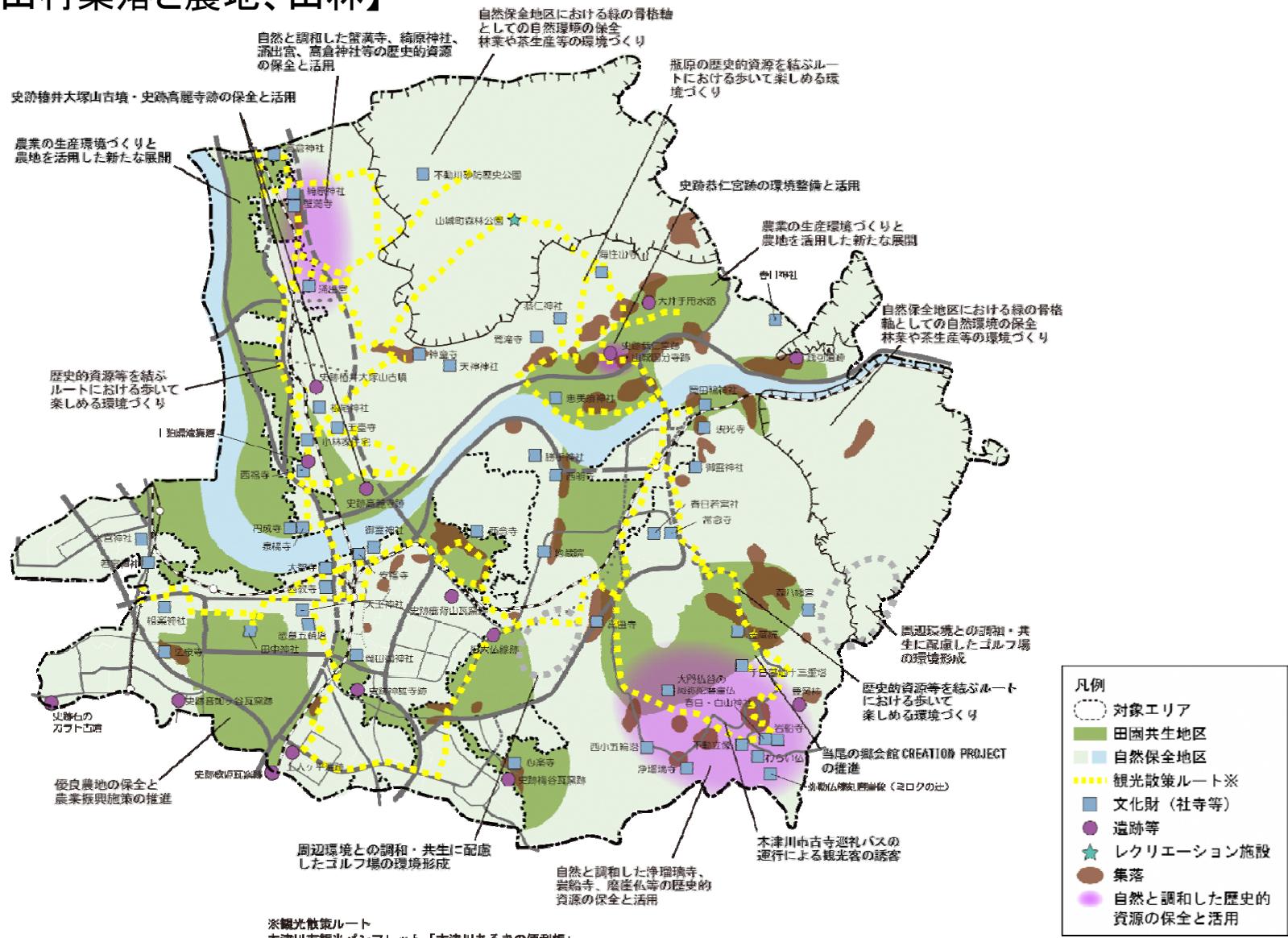


頁	見直し内容	理由
126	<p>(9) 農山村集落と農地、山林 3) 都市計画の方針 ② 都市・自然環境及び歴史的資源の方針 (ウ) 自然環境、歴史的・文化的遺産の保全と活用 <主な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">• 「木津川市古寺巡礼バスの運行による観光客の誘客」を追加• 「当尾の郷会館 CREATION PROJECTの推進」を追加	<p>観光協会や交通事業者等と連携し、周遊観光における利便性を向上させ、誘客を図る。</p> <p>当尾の郷会館を利活用し、地域とクリエーターとの交流やクリエーターによる地域の魅力発信等を促進し、地域の活性化を図る。</p>

1. 第2次木津川市都市計画マスターplan策定に係る見直し概要



【農山村集落と農地、山林】



1. 第2次木津川市都市計画マスタープラン策定に係る見直し概要



IV 都市計画の推進方策

頁	見直し内容	理由
132	3. 都市計画マスタープランの進行管理 ②都市計画マスタープランの見直し	このマスタープランは、10年後の令和12年度を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。このため、「総合計画」に位置付けられた施策評価との連携を図りつつ成果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 今後のスケジュールについて



	令和2年										令和3年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
現行計画の進捗状況及び新規事業の確認 (国・府・庁内ワーキングチーム)			5/11～6/3 →									
都市計画審議会(1回目) 諒問					★(7/22)							
素案作成の基となる検討資料の作成			●	→								
検討資料の指摘依頼 (庁内ワーキングチーム)					9/4～9/11 →							
素案の作成						★(9/23)						
意見照会 (国・府内ワーキングチーム)					9/23～10/6 →							
意見照会 (府【京都府庁内都市計画連絡調整会議】)					9/23～ 府庁内連絡調整会議を10/16(土木)、19(府庁)で実施	→						
都市計画審議会(2回目) 素案の審議							★(11/20)					
政策会議(パブコメ)							★(11/25)					
パブリックコメント						11/27～12/28 →						
都市計画審議会委員への意見照会及び調整						11/27～12/28 →						
全員協議会へ説明							★					
都市計画審議会(3回目) 案の審議 答申								★(1/22)				
政策会議(計画)									★			
議会上程										★		